

ご意見1

対象箇所

P 1
I. 計画の策定にあたって

ご意見

「1. 計画策定の趣旨」の第1パラグラフ、「2. 計画策定に向けた背景」の第3パラグラフ
全国的に少子化が進行する中、当市においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでおり、将来的に、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。当市より本市のほうが自然、本市でどうですか。

「1. 計画策定の趣旨」の第2パラグラフ
以下の表現を提案する。「次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付けるとともに豊かな人間性と健やかな体を育むことができる教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定する。

「2. 計画策定に向けた背景」の第1パラグラフ
以下のとおり書き換えることを提案する。「今後も減少傾向が続くと予想される。」

「2. 計画策定に向けた背景」の第3パラグラフ
本文中P 5に1か所 意見書で提言を受けた学校規模を考慮しながら という箇所があるだけのようです。この使い方も分かりにくい感じ。(以下「意見書」という)削除することを検討してください。提言内容を基本計画に位置付けてください。

「2. 計画策定に向けた背景」の第4パラグラフ
表現は厳しいものがあります。この基本計画ではそこまでの覚悟が示されていないと思う。もう少し柔らかい表現が望ましいと思います。残念ながら代替案なし。

「2. 計画策定に向けた背景」の第5パラグラフ
本基本計画が実践的に進めることになっていないので、以下の表現を提案する。
「このことから、意見書の基本方針を踏まえ「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定することとした。

各務原市の考え

わかりやすい計画とするため、「I. 計画の策定にあたって」の1及び2の表現を以下の通りとします。

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、各務原市においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでおり、将来的に、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。

次代を担う子どもたちが「確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体を育むことができる望ましい」教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定する。

2. 計画策定に向けた背景

市内の小中学校の児童生徒数の推移については、小学校では1982（S57）年、中学校では1987（S62）年をピークに年々減少し、現在はともにピーク時の55%以下まで減少しており、今後も減少傾向が続くと予想されている。

今日の子どもたちを取り巻く社会状況の変化などを考慮すると、小中学校のさらなる小規模化は、児童生徒の社会性の育成をはじめ、多様な学習活動や集団活動の展開、学校運営などに支障をきたすものと懸念されている。

こうした現状を受け入れ、将来を見据え、各務原市の学校教育の充実を図るため、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図る観点から、市立小中学校の適正規模について検証するため、外部有識者等で構成する「各務原市学校規模適正化検討委員会」を設置して、平成31（2019）年4月に、「各務原市立小学校・中学校の適正規模に関する基本方針意見書」（以下「基本方針意見書」という）として提言を受けたところである。

小中学校の小規模化が進行する中、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保するなど、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。

このことから、基本方針意見書の提言を基調に、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定することとした。

また、P 1「3. 本策定委員会の議論の取り組み方について」と合致するよう、目次を修正します。

ご意見2

対象箇所	P 1 「3. 本策定委員会の議論の取り組み方について」 その上で、仮に学校を統合した場合における地域住民と学校のつながりをどう維持していくかということについて、別途議論されることが望ましい。
ご意見	
(2) 記述の必要性に疑問あり、ここでこのような見解を示すことが適当でしょうか。また、「3. 本策定委員会の議論の取り組み方について」という項目がこの場に必要でしょうか。	
各務原市の考え	
本基本計画の策定にあたって、基本計画策定委員会における計画策定審議への取り組み方について記述をすることは必要であると考えております。	

ご意見3

対象箇所	P 2 ②人口の社会動態
ご意見	
中身は人口動態なので、(2) 人口の動態でどうですか。 市内への転入者数グラフ 16, 785の後に 2004 (H16) 年に川島町と合併と追記する。 突出している理由がわかりやすい。	
各務原市の考え	
「(2) 少子化の背景」を「(2) 少子化の背景となる人口の動態」に修正いたします。また、市内への転入者数グラフの(年度)の下に注記として「2004年に川島町と合併」と追記いたします。	

ご意見4

対象箇所	P 4 2. 各務原市の小中学校の現状 (1) 児童生徒数の推移
ご意見	
(1) 児童生徒数の推移 だけでは現状分析が不足、意見書にあるように学級数別の学校規模という観点からの分析も掲載すべきと思う。最新情報に塗り替えて提示してほしい。 意見書の資料編【5】各務原市の小中学校の現状 程度の情報を盛り込んでほしい。 課題を明確化したうえで対策を検討するほうがわかりやすい。この基本計画が土台となるような内容にしてほしい。 また、本市の大規模校に対する考えを整理し、小規模校対策に特化することを明示してほしい。	
各務原市の考え	
各務原市の小中学校の現状として、児童生徒数の推移と学級数の推移をグラフで表示させていただいており、今後も減少していく見込みであることを記述しておりますので、このままの表現といたします。	

ご意見5

対象個所	<p>P 5 III. 学校の適正規模・適正配置について 教育環境の整備に当たっては、一定規模の集団で行う教育によって、学校が教育効果を発揮できるよう、意見書で提言を受けた学校規模を考慮しながら、取組を進める必要がある。 また、学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設、校区の見直しなどによる通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）について、児童生徒の身体的負担や安全面などに配慮しつつ、地域の実態を踏まえた適切な条件を確保できるようにする必要がある。</p>
ご意見	
<p>以上の導入部がなぜ必要なのか疑問です。特に意見書で提言を受けた学校規模を考慮しながら、というフレーズは適切と思えない。意見書の内容を適切に基本計画に受け入れないといけない。基本計画として独り立ちしないといけない。 地区別説明会で使用した【概要版】に示された適正規模・適正配置通学条件の表や表を説明する上段5行を活用して、学校の適正規模・適正配置方針をもっとわかりやすくしてください。導入部の5行を削除し、基本的考え方と表に置き換えることを検討してください。</p>	
各務原市の考え	
<p>P 1 「I. 計画の策定にあたって」において記載しております通り、本基本計画は、基本方針意見書を踏まえつつ、策定委員会において審議をしており、不適切とは考えておりません。地区別説明会は限られた時間であったため、要点のみを簡潔にまとめた図表等で説明させていただきました。本基本計画では、要点とともに、策定委員会の考え等も記載しており、このままの表現といたします。</p>	

ご意見6

対象個所	<p>P 5 (1) 適正な学校規模について 小学校については、単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考慮し、12学級（1学年2学級）から18学級（1学年3学級）を適正規模とする。集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。 中学校については、5教科(国語・社会・数学・理科・英語)に複数の教員を配置したり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。 小学校12学級（各学年2学級）～18学級（各学年3学級） 中学校9学級（各学年3学級）～18学級（各学年6学級）</p>
ご意見	
<p>小学校については12学級（1学年2学級）から18学級（1学年3学級）を適正規模とする。とあるが、中学校においては適正規模が明示されていない。また、小学校の記述のなかで、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。とあるが、中学校においても同様であれば、記述方法を見直すべきである。意見書の記述が参考となります。また、②適正化すべき小規模校の範囲の整理の仕方のほうがわかりやすいので統一されることを提案します。（根拠を述べたうえで、これらのことから、適正な学校規模を次の通りとする。というような感じです。</p>	
各務原市の考え	
<p>中学校についてはP 5（1）第2段落の下に「中学校9学級（各学年3学級）～18学級（各学年6学級）」と明示しております。そのように考える理由は、同段落で記載しております。</p>	

ご意見7

対象箇所	P 6 2. 適正配置について
ご意見	
<p>【参考】で国の考え方等、囲み書きで示している。1. 適正規模について も同様に【参考】を活用しわかりやすくしてほしい。意見書6ページに記載されている学校規模に関わる現行制度の肝の部分の部分を明示されると良いと思う。また、学校教育法施行規則では小中学校とも「12学級以上18学級以下を標準としています。ただし地域の実態……この限りでない。」とされている。</p> <p>本市が中学校9学級（各学年3学級）～18学級（各学年6学級）とした根拠にも触れてほしいところです。</p>	
各務原市の考え	
<p>【参考】につきましては、国の考え方を掲載しております。適正規模、適正配置の、それぞれの根拠につきましては、本文中に記載しております。</p>	

ご意見8

対象箇所	P 6 ②適正化すべき小規模校の範囲
ご意見	
<p>小学校については、特に複式学級となる場合には一般に教育上の課題が極めて大きいため、少なくとも1学年1学級以上（1校6学級以上）であることが必要と考える。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（1校6学級以上）が必要になる。ここで改行する</p> <p>また、集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、1学級内に4～5の小グループを形成することができる規模の学習集団が必要になる。特に音楽、体育の教育活動においては、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。</p> <p>これらのことから、適正化すべき小規模校の範囲を次の通りとする。</p> <p>小学校6学級以下で児童数120人以下 中学校6学級以下で生徒数120人以下</p> <p>ただし、適正化すべき小規模校の範囲については、学校規模の適正化に向けた目安であり、適正化すべき小規模校に該当することで、必ず学校規模の適正化を実施するものではなく、児童生徒の学習環境、通学環境、学校運営、地域コミュニティの形成等多方面にわたって影響を及ぼすことから、様々な視点から検討するなど、一定の手順により進める必要がある。</p> <p>適正な学校規模と適正化すべき小規模校の間の学校についての基本的考え方が示されていない。わかりやすく触れておく必要がある。（意見書には若干の記述があります。）</p>	
各務原市の考え	
<p>「少なくとも1学年2学級以上（1校6学級以上）が必要になる。」の後で改行します。適正な学校規模と適正化すべき小規模校の間の学校についての基本的考え方につきましては、P 5（2）①適正化すべき範囲を定める趣旨の中で記述しております。</p>	

ご意見9

対象箇所	P 6 2. 適正配置について 学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設、校区の見直しなどによる通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）について、児童生徒の身体的負担や安全面などに配慮しつつ、地域の実態を踏まえた適切な条件を確保できるようにする必要がある。
ご意見	
適正配置を検討するうえで、通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）のみを対象とすることに違和感があります。学校規模・適正配置通学条件を表で明示できるとわかりやすい。	
各務原市の考え	
P 7の「3. 規模の適正化、学校の適正配置に当たって配慮すべき事項について」において、通学条件以外に配慮すべき事項を記載しております。通学条件については、通学距離と通学時間とを分けて、明示しております。	

ご意見10

対象箇所	P 7 3. 規模の適正化、学校の適正配置に当たって配慮すべき事項について
ご意見	
3. 学校規模の適正化、適正配置に当たって配慮すべき事項について に変えてはどうか （1）地域格差の是正 表現が厳しすぎる→ 均等な教育への配慮？ 教育の機会均等への配慮？	
各務原市の考え	
「（1）地域格差の是正」を「（1）地域ごとの教育環境への配慮」に修正いたします。	

ご意見11

対象箇所	P 8 IV. 小規模校の良さを活かす方策、課題を緩和する方策 1. 適正配置についての基本的な考え方
ご意見	
内容は（1）小規模校の利点 （2）小規模校の課題となっており、タイトルとマッチしない。	
各務原市の考え	
IV章中1のタイトルを「小規模校の利点と課題」に、P 9の2（1）②の「図ため」を「図るため」に修正いたします。また、よりわかりやすい表現とするため、P 11④の「リソース」を「資源」に修正いたします。タイトルの修正に合わせて、目次も修正いたします。	

ご意見12

対象箇所	P 1 0 (2) 小規模校のデメリット緩和策
ご意見	
<p>国の手引きには、【リソースの有効活用】 ○ <u>小規模校においては、児童生徒が共同で用いる教材教具等の整備に課題がある場合も見られます。小規模校の存続を選択する場合は、こうした面での充実を図ることがまず重要になりますが、資源の効率的な活用を図る観点からは例えば下記のような取組を工夫することも考えられます。</u> 上記下線部について、本市は児童生徒が共同で用いる教材教具等の整備に課題がないようにすべきであり、④リソースの有効活用の項目は必要ないと考える。記載されている2項目のシステムの有効性に疑問がある。</p>	
各務原市の考え	
<p>小規模校のデメリットを緩和する方策として、資源の効率的な活用を図る観点から、考えられる工夫を記載させていただいておりますので、記述の変更は致しません。</p>	

ご意見13

対象箇所	P 1 2 ~ 1 3 3. 地域参加による学校づくりについて …① (2) 地域参加型の学校づくりで大切な視点 …②
ご意見	
<p>① 2002 (H14) 年の資料、ちょっと古いのでは？ ② 4項目あるが具体性がなく残念。この項目の中に本市が力を入れようとしているコミュニティ・スクールに関する記述がないのは残念。</p>	
各務原市の考え	
<p>① 内容としては、地域参加による学校づくりについて、今でも地域住民の方々に意識していただきたい内容でございます。 ② ここに記載いたしました視点は、様々な専門知識・能力を持った地域人材が学校に関わることで、将来を生き抜く子どもたちに実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することを目的にしているものです。 コミュニティ・スクールにつきましては、次のとおり記述します。 ③ コミュニティ・スクールの推進による地域と学校の連携を考えること 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことで地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることで、「地域とともにある学校づくり」を推進することが大切である。 コミュニティ・スクールの推進することで様々な効果が期待できる。保護者・地域住民等も子どもたちの教育の当事者となり、責任感を持って積極的に子どもへの教育に携わることができるようになる。また保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現する。保護者や地域住民等にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながる。さらに、子どもたちの学びや体験が充実する。</p>	

ご意見14

対象箇所	<p>P 1 4～1 7</p> <p>V. 学校の適正規模・適正配置を図る手だて</p> <p>1. 学校の規模適正化・適正配置を図る手だて</p> <p>2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点</p>
ご意見	
<p>V. 学校の適正規模・適正配置を図る手だて…………… 1 4</p> <p>下記1. と同じタイトルに違和感あり</p> <p>1. 学校の規模適正化・適正配置を図る手だて…………… 1 4</p> <p>5項目の説明だけに終わっているのが残念</p> <p>2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点…………… 1 5</p> <p>この横目では、学校統合に関する記述がメインになっています。</p> <p>タイトルと内容に違和感あり</p>	
各務原市の考え	
<p>P 1 4のタイトル「V. 学校規模の適正化・適正配置を図る手だて」及び目次の「V. 学校の適正規模・適正配置を図る手だて」を「V. 学校の規模適正化・適正配置を図る手だてと留意点」に修正いたします。</p> <p>「2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点」については、学校の統合以外の手だても想定して記述しておりますので、変更はいたしません。</p>	

ご意見15

対象箇所	<p>P 1 5</p> <p>2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点</p> <p>(1) <u>子ども</u>に対する配慮</p> <p>学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、<u>児童生徒</u>の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活について、<u>子どもたち</u>に精神的な不安や動揺が生じることへの配慮が必要である。また、適正化後も、<u>児童生徒</u>の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて工夫を行う必要がある。</p> <p>さらに、障がいのある<u>子ども</u>の教育環境に変化がある場合は、発達の段階や障害の状態・特性等を考慮し、実態に応じた支援について配慮する必要がある。</p>
ご意見	
<p>子ども・子どもたちを児童生徒に置き換えることを提案します。</p>	
各務原市の考え	
<p>「子ども」「子どもたち」を「児童生徒」に修正いたします。</p>	

ご意見16

対象箇所	<p>P 1 7</p> <p>(4) 学校施設の状況</p> <p>(5) 関係団体等との連携</p>
ご意見	
<p>(4) と (5) を入れ替えたほうが読みやすい。</p>	
各務原市の考え	
<p>児童生徒に対する配慮をはじめとし、順次視点を広げるような順序で記載しておりますので、このままの順序といたします。</p>	

ご意見17

対象箇所

P 1 8

VI. 学校規模の適正化・適正配置を図る手だての方向性

ご意見

5行目

基本方針では、……と規定している。とあるが、本基本計画で定めている。本章を見直してください。

小規模校のデメリットを緩和する取組などの状況を見極めながらを小規模校のメリットを活かすとともにデメリットを緩和する取組などの状況を見極めながらに変更してほしい。

16行目

また、人口推計は、将来を言い当てるものではなく、直近の人口動態の傾向が一定続くと仮定して、将来に向かって拡大投影したものである。

下線部必要でしょうか？ くどくないですか？

ここで改行しないとわかりにくい。

17行目

これらを踏まえて、特に小規模化が進むと推計される学校区をはじめ市内の小中学校で、将来を待たず、保護者や地域の意向を踏まえて、地域との協働関係を生かした魅力ある学校づくりや少人数を生かした指導の充実などに取り組んでいくことが大切であると考えます。

文章全体を再考願いたい。

特に小規模化が進むと推計される学校区をはじめ市内の小中学校で、とあるが、特に小規模化が進むと推計される学校区においては、と限定してもよいのではないかと？ 後述の小学校5校に特化した方向性が大切でしょう。

将来を待たず、保護者や地域の意向を踏まえて、……取り組んでいくこととあるが、令和3年度から取り組むべき施策を直ちに整理し、着実に実践していくことが求められると考える。

本基本計画では、各小・中学校の状況を個別に分析し、その方向性について次の通りとする。

その方向性について次の通りとする。といわれても抽象的です。

もっと具体的にわかりやすく記述してください。

各務原市の考え

わかりやすい計画とするため、P 1 8の文章を以下の通り修正いたします。

VI. 学校の規模適正化・適正配置を図る手だての方向性

学校の役割は、児童生徒が知識や技能を習得することだけでなく、一定の集団の中で、多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や規範意識なども培うことを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことにありと考える。学校がその役割を果たすためには、一定の学校規模を確保することが大切である。

本計画では、前述の通り適正化すべき小規模校の範囲を、小・中学校ともに、学級数が6学級以下で、児童生徒数120人以下と規定している。ただし、児童生徒数の推移がその範囲を下回る状況になる時点で必ず適正化を行うものではなく、その学校の将来的な児童生徒数の傾向や、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットを緩和する取組などの状況を見極めながら柔軟に対応することが望ましいと考える。

本基本計画では、各校区の将来的な児童生徒数の傾向を把握するにあたり、コーホート変率法とコーホート要因法という2種類の一般的な人口推計の手法を用いている（資料編「コーホート法による人口推計」参照）。なお、人口推計は、国や自治体など大きな単位で推計する場合と比べ、学校区のような小さな単位で推計する場合は、偶発的な影響を受けやすいため、精度が低くなる傾向が強い。また、今回、人口推計を行うにあたり、各校区の地域特性や地域事情等を考慮に入れていないため、一部の住宅団地のように、近い将来、住民の世代交代の過渡期を迎える校区や、あるいは調整区域の規制緩和によって、新たな人口流入が期待できる校区については、将来人口と推計値との間に大きな乖離が生じることも考えられる。また、人口推計は、将来を言い当てるものではなく、直近の人口動態の傾向が一定続くと仮定して、将来に向かって拡大投影したものである。これらを踏まえて、特に小規模化が進むと推計される学校区をはじめ市内の小中学校で、将来を待たず、保護者や地域の意向を踏まえて、地域との協働関係を生かした魅力ある学校づくりや少人数を生かした指導の充実などに取り組んでいくことが大切であると考えます。

本基本計画では、各小・中学校の状況を個別に分析し、その方向性について次頁以降の通りとする。

ご意見18

対象箇所	P 1 9 ※コーホート法による人口推計とは
ご意見	
この内容は資料編にでも移行したほうが良い。P 1 8とP 2 0以降の流れを阻害している。そうした場合、本基本計画では、各校区の将来的な児童生徒数の傾向を把握するにあたり、コーホート変化率法とコーホート要因法という2種類の一般的な人口推計の手法を用いている（資料編「※コーホート法による人口推計とは」参照）。と記述してはどうか？	
各務原市の考え	
ご意見のとおり、「※コーホート法による人口推計とは」を資料編に移し、P 1 8、1 0行目「人口推計の手法を用いている」の後に「（資料編「コーホート法による人口推計」参照）」を追記いたします。	

ご意見19

対象箇所	P 2 0～4 4
ご意見	
各小・中学校の状況を個別に分析し、その方向性について次の通りとする。としている。児童生徒数の推計（推計値 実績値を基にしたコーホート変化率法＜過去5年実績参照＞・コーホート要因法＜過去3年実績参照・過去5年実績参照＞による推計）の3種類を表示している。学校規模の適正化を検討するにあたり、児童生徒数と学級数の推計が大切であると考え。学級数推計の提案 R 1 は実績、R 7とR 1 2の推計を表示（児童生徒数をどう仮定するかは検討要。）	
各務原市の考え	
児童生徒数には特別支援学級等の児童生徒数も含めております。また、ご意見の通り、学級数は1学級当たりの児童生徒数をどのように仮定するかによって異なってまいります。そのため、本計画では児童生徒数の推計のみを表示しております。	

ご意見20

対象箇所	P 2 3、3 1、3 3
ご意見	
児童数の推計を注視しながら、中長期的に検討を行っていく。（尾崎、八木山、各務小）とある。毎年具体的にどう注視していくのか、示すべきである。R 2年度以降、毎年、全小中学校児童生徒数の見込み・推計に取り組んでいくべきではないか。毎年、すべての小学校区の就学前の子ども数を年齢ごとに把握することぐらいは必要であると考え。現在の校区の地域性等を活かし、単独で学校運営を行っていく。（尾崎、八木山、各務小）とある。「現在の校区の地域性等を活かし」とは、具体的にどんな取り組みが考えられるのか、示すべきである。	
各務原市の考え	
児童生徒数の推計については、定期的実施をしておりますが、各校の個別状況分析の度に記載することはいたしません。現在の校区の地域性等については、例えば、地域の伝統文化の継承団体やNPO等の協力を得て行う校外学習や体験活動が考えられ、P 9（1）②で記述しております。	

ご意見21

対象箇所	P 2 3、3 3
ご意見	
ただし、今後推計値を上回る児童数の減少が見られる場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手だてを検討していく必要がある。（尾崎、各務小）とある。 今後推計値を上回る児童数の減少が見られる場合、を教育委員会としてどう判断していくのか。 推計を実施する頻度は？	
各務原市の考え	
P 4 7 「2. 計画の見直し」に記載している通りでございます。	

ご意見22

対象箇所	P 4 6 適正化に向けた検討の流れ 検討開始時期
ご意見	
まずは教育委員会と学校との連携ですべきことがあるのではないかと。 近い将来、適正化すべき小規模校に該当する可能性がある指摘されている小学校5校（尾崎小学校、八木山小学校、各務小学校、緑苑小学校、稲羽東小学校）に関して、令和2年度以降、小規模校のメリットを活かすとともにデメリットを緩和する施策をどのように展開すべきか、まずは教育委員会が個別具体的に検討すべきである。保護者や地域を巻き込むのであれば協議も必要となる。 この段階にきて、具体的な取り組みへの示唆もない記述、適正化に向けた流れをわかりやすく表現しないと基本計画の価値が乏しい。	
各務原市の考え	
地域の実情や各校の状況は、地域によって異なります。各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画では、各校で実施し得る、小規模校のメリットを最大化する方策やデメリットを緩和する方策を具体的に記述しております。	

ご意見23

対象箇所	P 4 5 VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組 P 4 7 1. 学校の適正化について
ご意見	
学校の適正配置とは何をさしているのでしょうか。P 4 7 計画のまとめの項目に、「1. 学校の適正化について」があります。学校の適正化とは何か。 わかりやすく記述してください。	
本基本計画では、学校の適正な規模（児童生徒数・学級数）と適正配置（通学条件：通学距離、時間、手段）について、一定の基準を定めている。基本的にはこの二つの基準を満たすことが学校の適正化につながると思う。言葉の使い方に曖昧な部分が多いし、基本計画の構成がうまく整理されていないせいか、私なりに丁寧に読み込んでも、何を言いたいのか理解に苦しむ場面が多かった。	
各務原市の考え	
「1. 学校の適正化について」を「1. 学校の規模適正化について」に修正いたします。なお、学校の規模を適正な規模にすることを、「学校の規模適正化」、適正な学校規模を確保するために、校区の変更や学校の統合などで対応することを、「学校の適正配置」と表現しています。	

ご意見24・25

対象箇所

P 2 5、3 0、4 7

ご意見

ご意見 2 4

P 2 5、3 0

短期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図る必要がある。（緑苑、稲羽東小学校）とある。令和6年には、いずれの推計方法においても児童数が120人を下回る（緑苑、稲羽東小学校）とある。

ただし、児童数の減少に改善が見られない場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手だてを検討する必要がある。（緑苑、稲羽東小学校）とある。

であるならば、

短期的というよりも令和2年度から小規模校のメリットを活かす方策やデメリットの緩和策を検討・実施しなければならぬのではないかと。その取り組みは？

児童数の減少に改善が見られない場合、を教育委員会として具体的にどう判断していくのか。対象校の個別具体的にとりうる学校規模の適正化、適正配置を図る方策案を教育委員会として検討すべきではないか。そのアクションプログラムが必要ではないか。

ご意見 2 5

P 4 7

1. 学校の適正化について

児童生徒数の推計によると、少子化の影響を受け児童生徒数は減少傾向にある。特に、尾崎小学校、稲羽東小学校、緑苑小学校、八木山小学校、各務小学校においては、それぞれに状況が異なるものの、近い将来、適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。しかしながら、早急に学校規模の適正化に向けた検討を開始する必要があるとは考えにくく、引き続き注視をしていく。

何をどのようにして引き続き注視していくのか。具体的な行動が計画の中に見えない。

また、適正化すべき小規模校に該当することで、必ず学校規模の適正化を実施するものではない。児童生徒の学校生活において、小規模校の課題が顕在化していないかを慎重に見極めながら、小規模校の良さを活かす方策や、課題を緩和する方策を重点的に推進し、十分な教育環境の確保に努める。

確保に努める具体策を検討し、基本計画に盛り込まれているのか。

これに取り組む具体的な行動を基本計画に位置付けるべきではないか。引き続き、ぼおーと注視していくなら、時間を空費し取り返しがつかない事態も想定されるのではないか。

それにもかかわらず、教育環境の悪化が懸念される状況においては、保護者や地域の方々の声に耳を傾け、共通理解を図りながら、学校規模の適正化を検討・実施するものとする。

各務原市の考え

小規模校ではよりきめ細かな指導を行うとともに、地域・学校・家庭が連携し、義務教育9年間を見通した子どもの成長を支援するために、中学校区単位で学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール事業を展開しているところでございます。

各校それぞれに状況は異なりますが、児童数の推計に注視をしながら、中長期的に検討を行ってまいります。

対象校の個別具体の学校規模の適正化、適正配置を図る方策については、児童生徒数の推移、通学距離、地理的条件、地域の事情などを十分に考慮し、当該地域の保護者や地域住民との話し合いを行いながら検討してまいります。

ご意見26・27

対象箇所

P 4 5、4 6
VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組

ご意見

ご意見26

P 4 5

VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組

学校の適正配置を進めるに当たっては、児童生徒数の推移、通学距離、地理的条件、地域の事情などを十分考慮し、当該地域の保護者や地域住民との話し合いを行いながら段階的に進めていく。

進め方はp46の流れのとおりということでしょうか。

なお、前述のとおり、適正化すべき小規模校の範囲を、小・中学校ともに、学級数が6学級以下で児童生徒数120人以下と規定しているものの、児童生徒数の推移がその範囲を下回る状況になる時点で必ず適正化を行うものではなく、その学校の将来的な児童生徒数の傾向や、小規模校のデメリットを緩和する取組などの状況を見極めながら柔軟に対応することが望ましい。

このパラを読んで唖然とした、学校の適正化に向けた今後の取り組みに対する教育委員会の姿勢が問われるのではないか。

ご意見27

P 4 6

適正化に向けた検討の流れ

適正化に関する取組の周知

・令和2年6月各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画の策定

・将来予測、適正化に向けた手法等の情報提供

誰に情報提供するのでしょうか。基本計画案を読み進めてきた、残りあとわずか。これからどう学校の適正化を進めていくのか、羅針盤となるよう期待してきたが、この先2、3年の取り組みが見えないよ。

各務原市の考え

P 4 5の取組をより分かりやすく示したものがP 4 6でございます。

本基本計画等は市ウェブサイトなどに掲載して、市民の皆様に見ていただけるようにしたいと考えております。学校の規模適正化を円滑に進めるためには、保護者や地域住民との共通理解を図り、協議を行っていくことが大切であると考えております。

ご意見28

対象箇所	P 4 7 Ⅷ. 計画のまとめについて 2. 計画の見直し
ご意見	
<p>市立小中学校の適正規模及び適正配置の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況、地域コミュニティへの影響等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合うものである。</p> <p>言わんとすることは理解できるが、本計画を見直す要因とは考えにくい。</p> <p>今後、教育制度や教育環境の変容、社会情勢の変化、児童生徒数の将来予測を踏まえて、本計画を見直すものとする。</p> <p>本計画において定めたことを変更すべき時に見直す必要がある。本計画において定めた基準とか方針を明示してください。令和2年度以降、本計画に基づいて実行される施策、具体的な取り組みが示されていない。本計画の策定が出発点であるならば、せめて今後3年間ぐらいの実施計画は明示してほしい。</p>	
各務原市の考え	
<p>学校の規模適正化の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況、地域コミュニティへの影響等、様々な要因が絡み合いますので、本基本計画の見直しについては、教育制度や教育環境の変容、社会情勢の変化、児童生徒数の将来予測を総合的に検討する必要があると考えております。</p> <p>学校の適正配置を進めるに当たっては、児童生徒数の推移、通学距離、地理的条件、地域の事情などを十分考慮し、当該地域の保護者や地域住民との話し合いを行いながら進めていく必要があると考えており、その段階的な流れをP 4 5、4 6に示しております。そのため、記述の変更はいたしません。</p>	

ご意見29

対象箇所	P 4 7 VIII. 計画のまとめについて 2. 計画の見直し
-------------	--

ご意見

本「基本計画(案)」に記載されている内容に関して、特に、追加・修正の要望はありません。そして、基本計画(案)の一つの月論として、「令和12年までに、市内の小中学校の統廃合は行う必要は無い」を支持致します。

しかしながら、P 4 5の「VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組」の「適正化に向けた検討の流れ」を見ると、P 4 7の5つの小学校で「小規模校に該当する可能性がある」と記載しながら、「必ず学校規模の適正化を実施するものではない」と記載し、子ども達を中心に考えているのか、疑問を感じます。

従って、以下の要望を意見させていただきます。

以下、意見

今回のコロナ対策による休校措置で、オンラインによる授業体制の早急な確立が指摘されているように感じます。しかし、P 1 8に記載がある通り、小中学校の役割は「一定の集団の中で多様な考え方に触れ、お互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や基本意識等も培うことを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことにある」に賛同いたします。

そして、この内容の実行は、オンラインでは達成しがたいのではと、考えています。

意見1

小規模校の最も大きな課題は、P 8に記載の「クラス替えができないことによる弊害」と考えます。

従って、P 1 0で述べられている、「スクールバスを活用し定期的に互いの学校を訪問して行う合同授業」の試行の開始を提案します。

P 4 6の「適正化に向けた流れ」は十分に理解しますので、早急に、この手順に沿って、来る時期に備える、「合同授業」の試行を検討する準備委員会の立ち上げを要望します。

合同授業の具体的な私案としては、

1. 小規模校の10名と最も行きやすい通常校の10～15名で、一クラスを構成する。
2. 通常の科目(算数、理科等?)はそれぞれの学校で授業を行う。通常校も合同クラスの生徒は10～15人のままで、授業を行う。従って、一学年の中で生徒数の違うクラスが発生するが、これは容認し、学年が変わるときに調整する。(前年、少人数組に属していた生徒は翌年は通常数組に所属する。)
3. 定められた科目(国語、社会?)は、基本的には、小規模校の生徒が移動するが、数回/月は、通常校の生徒も小規模校に移動する。
4. 効率良く行うには、時間割の作成が困難と想定するが、そこは、「準備委員会」で検討して頂ければと考えます。

私は、先生方には現状を変えることに非常に抵抗感があるように感じています。少子化の現状を踏まえると変えざるを得ないと考えて、準備を始めて頂きたいと意見をさせていただきます。

意見2

P 4 7で記載のある、「小規模校に該当する可能性がある」5つの小学校の校区に生徒数を増やす施策の検討の開始を要望致します。

5校はコーホート法による人口推計によらずとも、既に、児童数が300人を下回っています。特に、稲羽東と緑苑の両校は200人を下回っています。まずは、この2校区の生徒数を増やす取組の検討を提案します。

具体的な私案としては、

1. 未就学児を持つ1人親家庭に対し、家賃を市が負担する住居を提供し、引っ越して頂く。
2. 今後、子どもを産み育てるであろう若い御夫婦に対し 家賃を市が負担する住居を提供し、引っ越して頂く。
3. 今後、若い従業員を採用する企業に対し、採用条件に「独身寮」や「社宅」有りとし、市と企業の負担で「独身寮」や「社宅」として住んで頂く住宅を提供する。

考えれば、色んなアイデアは、あると考えます。しかし、これは、本来の「学校規模適正化」の趣旨とは違った考えですので、別の協議会の設置が必要とは考えます。

小中学校の役割は「一定の集団の中で多様な考え方に触れ、お互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や規範意識等も培うことを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことにある」を大前提に、クラス替えができる生徒数の確保に向けての施策を要望します。

各務原市の考え

「特に、追加・修正の要望はありません。」とのことですので、本基本計画の記述は変更いたしません。いただきましたご意見は今後の参考とさせていただきます。